

令和2年第4回定例教育委員会 議事録

1. 日 時 令和2年4月24日（金） 16時30分開会
17時00分閉会

2. 場 所 長与町役場 4階第1委員会室

3. 出席者 教育長 勝本真二
委 員 古賀清彦
委 員 廣田敬子
委 員 仁田千都子
委 員 山本 淳

4. 会議に出席した職員

教育次長	山本昭彦
理事（兼学校教育課長）	金崎良一
教育総務課長	宮司裕子
生涯学習課長	北野靖之
教育総務課 課長補佐	峰 修子

5. 会議日程

開会

日程第1 会議録の承認について

日程第2 教育長報告

日程第3 議案第14号 長与町地域公民館等整備費補助金交付要綱の全部改正について

議案第15号 長与総合公園水泳プール臨時職員取扱要綱を廃止する要綱について

閉会

議事録

○山本教育次長

皆さんこんにちは。

4月より教育次長を拝命いたしました山本でございます。どうぞよろしく願いいたします。それから、生涯学習課長も4月の異動により、青田課長から北野課長に代わっております。

○北野生涯学習課長

どうぞよろしく願いいたします。

○山本教育次長

これより着座にて進行させていただきます。

それでは、只今より4月の定例会を開催いたします。

初めに勝本教育長に御挨拶をお願いいたします。

○勝本教育長

改めましてこんにちは。今年度学校では、新型コロナウイルス感染予防のため、校内放送による始業式、入学式は規模を縮小し、小学校は運動場で、中学校は生徒と教師だけのシンプルな入学式になりました。

シンプルではありましたが、思い出に残る入学式ではなかったろうかと思っています。

しかし、子供たちも学校生活にやっと慣れようとしたところで、16日に安倍首相の緊急事態宣言で、対象地域が全国に拡大されたため、先日22日から、再度臨時休校に入りました。

いつもどおり学校が再開できるようになるかどうかの予測がつかない状況であり、委員会としても非常に苦慮しているところであります。

委員の皆様におかれましても、くれぐれも御自愛のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

本日の会は新型コロナウイルス感染予防のために、時間も短時間で切り上げたいと思っておりますので、効果的に進めたいと思っております。御協力方よろしくお願ひします。

また、改めまして、今年度も皆様の御支援、御協力のもとに「教育の町 長与」の充実発展のために、職員一同心を一つにして頑張っていこうと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

甚だ簡単ではございますが、開会の挨拶にかえさせていただきます。

よろしくお願ひします。

○山本教育次長

それでは次に、3月25日に開催いたしました教育委員会の会議録につきまして、ご承認をお願いいたします。

御承認いただきますでしょうか。

○教育委員

はい。

○山本教育次長

ありがとうございました。

続きまして、報告でございます。

初めに、教育行政報告でございますが、主なものの報告と、あわせて新型コロナウイルス関連の教育委員会の対応についても、御報告をさせていただきます。

1ページから3ページになります。

4月1日に新規採用教職員の辞令交付式を行っております。

教職員着任式は新型コロナウイルスの関係で中止となりましたが、新規採用教職員の辞令交付式を行わせていただきまして、小・中学校合わせて9人の先生方をお迎えしております。

続きまして、学校教育課です。

学校教育課では、小・中学校ともに4月6日に始業式を、4月9日には入学式を執り行っております。

教育長からも話がありましたけども、入学式は中学校においては、新入生のみ、小学校においては新入生と保護者1名と限定したほか、入学式の会場を屋外に設けるなど、感染拡大防止を図りながら執り行っております。

小学生422名、中学生401名、合計の823名の新入生を迎えました。

それからコロナウイルス対策の関係でございますが、4月17日に緊急事態宣言が全国に拡大されたことに伴いまして、町の感染症対策本部会議において、町内の小・中学校を、県の対応と合わせて、4月22日から5月6日まで休校とすることが認められ、会議終了後に臨時校長会を開いて、町内の小・中学校については、5月6日まで休校としております。

それから、4月17日になりますが、平成29年度よりへ設置に向けた協議を行ってまいりました学校運営協議会が、すべての小学校で立ち上がっております。

続きまして生涯学習課です。

生涯学習課では、4月3日の感染症対策本部会議で、施設利用についての協議がされております。

公民館等の社会教育施設、文化施設、屋外を除くスポーツ施設について、施設利用者の健康管理の面、また密閉・密接・密集のいわゆる「3つの密」になることから、施設管理の徹底が難しいこと、また、利用者が不特定多数であることで、感染経路の追跡調査などが難しくなることなどを踏まえまして、社会教育施設などの利用を4月末まで禁止とさせていただきます。

その後、さらに4月17日の緊急事態宣言が全国に拡大されたことを受けまして、町内の社会教育施設、文化施設、スポーツ施設等の公共施設は引き続き5月末まで利用を禁止すること、また、これまで自粛制限としておりました屋外施設につきましても、5月6日までは利用を禁止することといたしております。

町立図書館につきましても、4月24日本日から5月6日まで休館としております。

それから、行事関係ですが、この度の新型コロナウイルスの影響で、4月に予定されておりました各実行委員会、理事会などの会議が開催延期または中止となっておりますが、長与町子供会育成会連絡協議会におきましては、4月20日に役員会を開催し、今後開催予定の町子連行事について協議を行っております。

6月の「町子連リーダー研修会」については中止、7月の「球技大会」、9月の「子供の集い」につきましては、7月の開催は見合わせ、9月に球技大会、もしくは子供の集いのどちらかを開催する方向で検討しているということでございます。

以上で行政報告を終わります。

次に、学校事故の報告でございます。

学校事故の報告があっておりますが、この件につきましては、個人情報の観点から、

この後、非公開にて報告をさせていただきます。

続きまして委任事項でございますが、委任事項はございません。

以上で報告を終わります。

以上までで御質問等ございませんでしょうか。

○教育委員

ありません。

○山本教育次長

ないようでしたら、議案に移りたいと思います。

それでは、勝本教育長に議事の進行をお願いいたします。

○勝本教育長

それでは議案第14号 長与町地域公民館等整備費補助金交付要綱について提案理由の説明を求めます。

○山本教育次長

資料4ページにございます議案第14号 長与町地域公民館等整備費補助金交付要綱につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、地域公民館の増築、改築、または施設整備に係る補助対象総事業費の上限額に関する規定を削除し、補助要件の緩和を図るとともに、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○北野生涯学習課長

説明をさせていただきます。8ページをお願いします。

全部改正に伴う新旧対照表により説明をさせていただきます。

改正後の案では、まず第2条に補助の目的としまして、地域公民館及び類似施設の増改築や整備費に係る事業を補助することにより、地域における交流及び社会教育活動の充実振興を図ることを目的として規定しております。

次に第3条に、地域公民館と類似施設の定義について規定しております。

次に9ページをお願いします。

補助の対象事業費ですが、左側、現行の第3条につきましては、補助の対象事業費を10万円以上200万円以内と規定しておりますが、今回の改正で、右側の第5条では、総事業費10万円以上とし、200万円以内という上限額に対する規定を削除しております。

これは提案理由にありましたように、補助額自体が100万円以内と上限しておりますので、総事業費に上限額を設定することに意味をなさないと判断されることによりまして、200万円以内という上限額に対する規定を削除しております。

この部分が今回の改正の主要な箇所になります。

次に改正案第6条のとおり補助の限度額等につきましては、別表に規定してありまし

て、13ページに掲載しております。

なお補助額及び内容につきましては変更しておりません。

9ページに戻っていただきまして、改正案の第8条から11ページの第12条までにつきましては、長与町補助金等交付規則に合わせて申請から補助金交付までの流れ及び文言の見直しなどを行った改正になっております。

なお、施行日につきましては、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものといたします。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○勝本教育長

ありがとうございました。

では、議案第14号につきまして質疑はございませんか。

ないようでしたら承認ということでよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○勝本教育長

では承認と認めます。

続きまして、議案第15号 長与町総合公園水泳プール臨時職員取扱要綱を廃止する要綱について提案理由の説明を求めます。

○山本教育次長

資料14ページになります。

議案第15号 長与町総合公園水泳プール臨時職員取扱要綱を廃止する要綱につきまして、提案理由を申し上げます。

この度の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、会計年度任用職員制度が創設され、長与総合公園水泳プールの臨時職員につきましても、会計年度任用職員へと移行されたために本要綱を廃止するものでございます。

なお、附則につきましては要綱の施行日を公布の日からとしております。

以上でございます。

○勝本教育長

議案第15号につきましての質疑はございませんか。

ないようでしたら承認ということでよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○勝本教育長

では承認と認めます。

続きましてその他に移りたいと思います。

長与町教育委員会障害者活躍推進計画の策定についての説明を求めます。

○山本教育次長

16 ページにあります長与町教育委員会障害者活躍推進計画を策定いたしましたので、その概要について担当課長より説明をさせます。

○宮司課長

今回の長与町教育委員会障害者活躍推進計画の策定につきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律等の交付に伴いまして、障害者活躍推進計画を教育委員会でも策定をしなければならないということで、町長部局に沿った形の計画を策定したものです。

現在のところ、教育委員会には、障害を持った職員はおりませんが、人事異動に伴いまして、教育委員会に障害を持つ職員が移動した時には、本計画に基づいた取り組みを行っていくというものになります。以上です。

○勝本教育長

ありがとうございました。

では、他に事務局からございませんか。

○山本次長。

事務局からはございません。

○勝本教育長

ではないようですので、以上をもちまして、令和2年4月の定例教育委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。